

肥前通運株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

●令和2年4月～男性も育児休業を取得できることを周知するため、
管理職を対象とした研修の実施

●令和2年4月～育児休業の取得希望者を対象とした個別相談の実施